

物品調達等に係る入札契約手続に関する提出書類における押印の見直しについて

令和3年1月26日
茨城県立中央病院

このたび、県庁業務のデジタル化に向けた取組として、**契約書等の一部を除き、病院への提出書類については以下の取扱いにより押印を省略できることとし、令和3年1月26日以降に入札公告または見積合わせ等を行う調達等から適用**することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、この取扱いについては、あくまで提出書類の押印を省略できることとするものであり、従前のおり押印した書類で提出することは可能です。

1 押印を省略できる書類

- ・入札参加資格確認申請書（添付資料を含む。）
- ・入札書
- ・見積書
- ・委任状
- ・納品書
- ・請求書

2 押印を省略する場合の取扱い

当該書類に本件担当者の氏名・連絡先を記載してください。

※確認のため、身分証明書の提示や記載された連絡先に連絡する場合があります。

3 対象外の書類（従前のおり押印を要する書類）

- 法令等により押印を求められている書類
 - ・契約書

4 その他

上記の取扱いの変更を踏まえ、入札公告等の内容等が変更されますので、書類の提出にあたっては、入札公告等や病院ホームページを御確認ください。